

入院費用について

医療費は厚生労働省告示の「緩和ケア病棟入院料」で計算し、健康保険が適応されます。

医療費は、高額療養費制度・限度額適用認定証の対象になります。

限度額適用認定証をご提示いただくことで、お支払いが上限額までとなり窓口負担額が軽減されますので、事前のお手続きをおすすめします。

※食事代・特別病室の室料は対象となりません



入院費用の目安

対象	適用区分		医療費		食事代	
			1日あたり	ひと月の上限額	1食あたり	ひと月あたり
69歳以下	ア	年収約1,160万円～	約15,000円	約260,000円	460円	42,780円
	イ	年収約770万～1,160万円		約178,000円		
	ウ	年収約370万～約770万円		約93,000円		
	エ	年収約370万円以下		57,600円		
	オ	住民税非課税		35,400円		
70歳以上	現役Ⅲ	年収約1,160万円～	約15,000円	約260,000円	460円	42,780円
	現役Ⅱ	年収約770万～1,160万円		約178,000円		
	現役Ⅰ	年収約370万～約770万円		約93,000円		
	一般	年収156万～約370万円	約10,000円	57,600円	210円	19,530円
	Ⅱ	Ⅱ 住民税非課税世帯		24,600円		
	Ⅰ	Ⅰ 住民税非課税世帯		15,000円		

※上記「ひと月の上限額」は限度額適用認定証の提示があった場合の金額です。